

第17号議案

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年2月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加する必要がある。

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年中野区条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

20 区長	高校生等の医療費の助成に関する事務であって規則 で定めるもの
-------	-----------------------------------

別表第2に次のように加える。

18 区長	高校生等の医療費の助成 に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報又は住民 票関係情報であって、規 則で定めるもの
-------	---------------------------------------	---------------------------------------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。